

いじめ防止基本方針

堺市立日置荘小学校

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、取り組む。

(1) いじめの定義について (H29. 8月重要部分に下線追加)

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において以下のよう定められている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(法第2条)

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応にあたる。

また、いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）」「傍観者（見て見ぬ振りをする）」を含めたいじめの四層構造がある。いじめの防止に向けて、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」をつくらぬことをめざし、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。

(3) いじめの未然防止

○いじめは、どの子どもにも、起こりうることを踏まえ、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みを行う。

○学校の教育活動全体をとおして、自他のよさや可能性を認め、お互いの人格を尊重し合える態度や社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことができるよう、人権教育の充実を図り、豊かな人権感覚を育む取り組みを推進する。また、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心を醸成する。

○いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対

処できる力を育む観点から、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。加えて、いじめの問題に対する取組の重要性について地域、家庭が一体となって取組を推進するための啓発を行う。

(4) いじめの早期発見

○いじめは、大人が発見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。学校・家庭・地域は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、また児童が発するサインを見逃さず、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するように心がける。

○いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童や保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(5) いじめへの対処

○学校がいじめを発見・認知した場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導するなど、組織的に対応する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携する。

○教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処について、教育委員会作成の教職員向けのガイドラインや校内研修等をとおして、理解を深めるよう心がけ、組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

(6) 家庭や地域との連携

○社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すために、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。PTA実行委員会や自治会定例会、学校協議委員会などを活用し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

(7) 関係機関との連携

いじめの防止等を推進するために、日頃から関係機関の担当者間で、情報交換や情報共有を行う。

第2 本校におけるいじめの防止等のための対策（H29.8月一部改訂）

（1）いじめの防止等の対策のための組織

○いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

○学校対策委員会は、校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭で構成する。また、内容・案件により、当該学年を含み、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加についても検討できる。

○学校対策委員会は、いじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

○学校対策委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、その情報をもとに、いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。

◎教職員が、いじめを発見又は相談を受けた場合は、速やかに全て学校対策委員会に報告・相談する。特定の教職員が情報を抱え込み、報告を行わないことは「法」の規定に違反し得る。また、報告・相談後は速やかに組織的対応につなげる。

○学校が法第28条第1項に規定する重大事態の調査を行う場合は、学校対策委員会を母体として、当該事象の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

（2）いじめの防止等に関する方策

学校は次の事項に留意し、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。

①いじめの未然防止

（ア）人権教育をとおして、人権を理解し、人権を尊重した態度や行動をとれるよう、全ての教育活動をとおして豊かな人間性を育む。また、命の大切さについて考えさせ、他人を思いやる心や規範意識などを育むため、道徳教育を推進する。

（イ）話し合い活動等の学級活動をとおして、互いを尊重し、良さを認め合い、協力し合う集団づくりを行うなど、特別活動をとおして望ましい人間関係を築く。

また、標語やポスター作り等、児童会が中心となつて行ういじめをなくす活動等により、いじめを許さない集団づくりに取り組む。

（ウ）児童の居場所と出番のある授業づくり、学級づくりを中心に全ての教育活動において、自尊感情を高め、自他を大切にす心情を育む。

（エ）教職員一人ひとりが、日頃から児童理解に努め、児童が発するサインを見逃さず、児童の変化をとらえていじめを見抜く力を身につけるため、教職員研修に取り組む。

（オ）ネットいじめやインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施する。また、家庭や地域に対する携帯電話へのフィルタリング等も含めた啓発を積極的に行う。

②いじめの早期発見

教職員は、ささいな兆候であっても、早い段階からいじめではないかとの視点を持ち、隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。「いじめ対応チェックシート」「いじめアンケート」等の活用によりアンテナを高く保つ。

またけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査や被害性に着目し、いじめに該当し得るかの判断を的確に行う。

③いじめに対する措置及びいじめの解消について

いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守りとおすとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係・専門機関との連携のもとで取り組む。

また、いじめは単に謝罪を以って安易に解消とはできない。「解消している」状態というものは少なくとも以下の2つの要件が必要と考える。

- ・ いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
- ・ 被害児童本人及び保護者との面談により、被害児童がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。

④家庭や地域との連携

(ア) 普段から保護者と連絡を取り合うなど人間関係づくりを図っておくとともに、いじめ等の発見があった場合には、保護者に直接会って説明し、保護者の意見を真摯に受け止め、誠意をもって対応する。

(イ) 保護者や地域に対する啓発を行い、学校のいじめの防止等の取組と課題を家庭・地域と情報共有するため、情報発信に努める。また地域の事情に応じて、PTAや地域の関係団体等に対し、いじめの防止等のための体制づくりへの協力を求める。

⑤いじめに対する措置・関係機関との連携

各所轄警察署、堺市子ども相談所、各区子育て支援課等と連携を深めるため、日頃から、担当者間での情報交換を行う。

⑥特に配慮が必要な児童について

学校として特に配慮が必要な下記のような児童については、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の児童へ必要な指導を組織的に行う。

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童 ・ LGBTに係る児童
- ・ 海外から帰国、外国人の保護者を持つなど、外国につながりのある児童
- ・ 東日本大震災や原子力発電所事故により避難している被災児童

(3) 重大事態への対処

①重大事態の意味（法第28条1項）

いじめの「重大事態」は法において、以下のように定められている。

- (ア) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (イ) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。このような申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性を十分に理解する。

②調査

(ア) 重大事態の発生と調査

(a) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会をとおして、市長に、事態発生について報告する。

○学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- ・いじめにより、当該学校に在籍する児童の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより、当該学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔調査組織〕

学校に設置する「学校対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、弁護士や心理、福祉等の適切な専門家を加え、調査を行う。

(b) 実施する調査の内容

学校が主体となる重大事態の調査は、アンケートの活用、その他の適切な方法により、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。

調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定のうえ、適切に調査を進める。学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

第3 いじめの防止等に関する年間計画

すべての教職員でいじめへの理解を深め、未然防止に努めることができるよう、以下の年間計画に基づいて取り組みを行う。

年間の計画については年度末3月の生徒指導委員会で、適切であったかについての検討を行い、実態に合わせて内容の改訂・変更を行う。

また、内容の改訂・変更に関わらず新年度の開始時に全職員に年間計画と学校対策委員会の設置について周知する。

第4 具体的な対策や対応

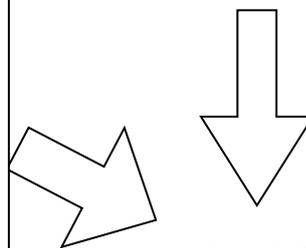
子どものサインに気づこう！

【学校】

- くっかくし（持ち物かくし）
- さける。（机を離すなど）
- 汚いもの扱い。「バイキン」「エクス」
- 忘れ物が多い。（とられたり隠されたりしているがそのことが言えない）
- 授業中に発言した時など、周囲が冷やかしたり、冷たく反応したりしている。
- 身体や動作について不快な言葉を使って悪口を言われたり、あだ名や呼び捨てで呼ばれることが多い。
- 給食（配膳）時に避けられたり、いたずらに盛り付けたり、配らないことがある。
- 持ち物を勝手に使われたりしている。
- 罰ゲーム、プロレスごっこと称して、何かをさせられたり、技をかけられたりしている。身体的な攻撃を受けている。原因のわからない傷や打撲のあとがある。
- 学級委員や係、当番などを周りの意向でさせられている。（給食の準備や後片付け、そうじ道具の後始末等）
- グループを作る時に孤立している。
- 服、持ち物などが不自然に汚れている。
- ノート・教科書に落書きがある。
- 掲示作品や黒板・壁に個人名のいたずら書きや中傷が書かれている。
- 無口になり、表情がさえない。
- 一人でいる時間が多くなった。
- 仲間関係がかわった。
- 列や班で回された配付プリントが当人だけ配られなかったり、乱暴に配られる。

【家庭】

- 頭痛、腹痛等を訴え、学校に行きたがらない。（特に曜日は決まっていない）
- 理由がはっきりしない遅刻や早退が増えている。
- 元気がなかったり、イライラすることが多く、投げやりな様子がある。
- チック、睡眠の異常（うなされる、寝付けないなど）こだわり行動が始まる。
- 原因のわからない傷や打撲の後がある。
- 服などが不自然に汚れたり、破れたりしている。
- 学校や友だちの話を急にしなくなった。
- 何かに悩んで困っているようなのに、理由を言わない。
- 小さい子どもや小動物などに対し、攻撃的、暴力的な行動をとる。
- 持ち物を頻繁になくして帰ってくる。
- お金を頻繁にねだる。家のお金がなくなる。
- 日記などに嫌だったことをよく書く、または、全く書かなくなった。
- 一人で登下校することが多い。
- 登下校で荷物を持たされたり、一緒に帰ることを強制されている。



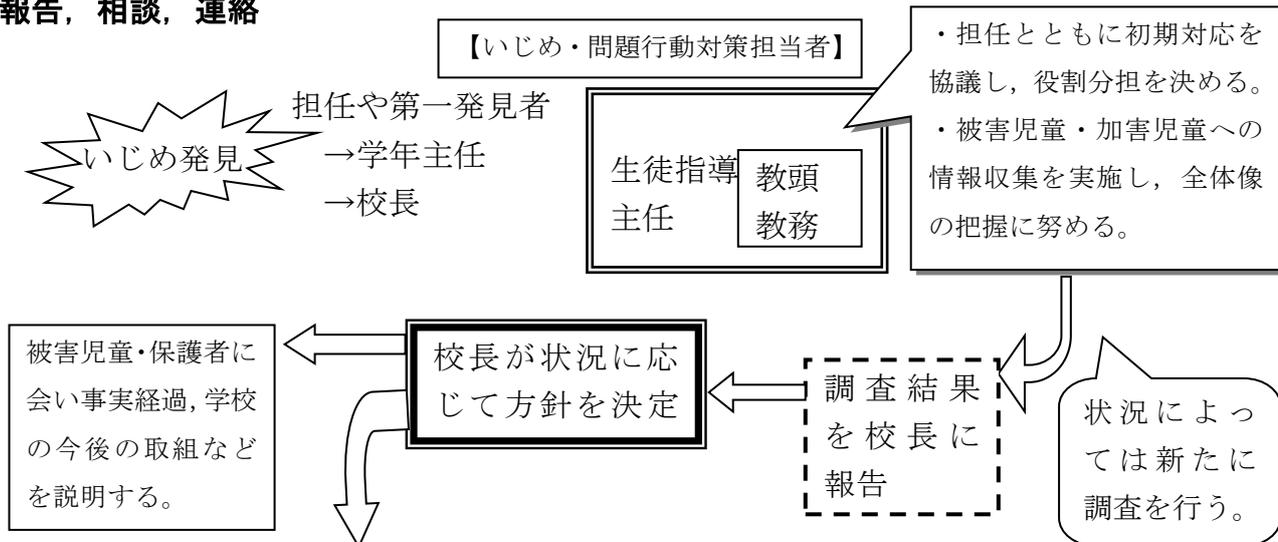
**気になる様子があれば
家庭と学校で連絡を取り合います。**

いじめの可能性が少しでも感じられたら…

聞き取りや行動観察を開始・・・はっきりしない場合は一週間ほど継続する
→「いつ・どこで・だれが・何をした（何をされた）」の記録をする。

【いじめ】発見後の緊急対応 チームを組んで対応します

○報告、相談、連絡



○特別対策委員会（人権委員会）の開催

- ・ 担当者が状況を説明し、共通理解を図るとともに他にいじめがないかどうか実態把握を行う。
- ・ 組織的対応方針及び役割分担を決め、それぞれの役割や指導上の留意点について共通理解を図る。

- ・ 被害者児童・加害者児童・周りの児童への聞き取り（複数の教師で）
- ・ 被害者児童，加害者児童から目を離さない（担当職員・サポーターなど）
- ・ 被害者児童，加害者児童の行動観察・声掛け等のポイントを確認する（全職員で）
- ・ 保護者対応窓口の一本化（いじめ・問題行動対策担当者）→状況説明・謝罪等の見通し。
- ・ 専門機関との連携窓口の一本化（校長・教頭）→事実経過説明と状況に応じた協力要請。

○堺市教育委員会学校教育部生徒指導課（072-228-7436）へ報告、相談 いじめ事象の経過報告、いじめ報告書を教育委員会へ提出する。

○電話教育相談こころホーン（072-270-5561）

○専門機関との連携

面接相談（電話予約）堺市教育センターソフィア教育相談（072-270-8121）
人権ふれあいセンターふれあい教育相談（072-245-2522）
子ども相談所（072-245-9197），
黒山警察（072-362-1234）との連携）
堺少年サポートセンター少年育成室（072-274-2355）

（いじめの被害児童への対応）・・・職員間で情報を共有しながら複数職員で対応します。

- ・ 言い分を十分に聞き、辛く苦しかった気持ちを共感的に受け止めながら、いじめの事実関係を確実につかみます。
- ・ 「私は一人ではない、先生や友だちが守ってくれる」という安心感をもたせ、被害児童を見守り支え続けます。（継続して見守りと支援を行い、定期的な面談を行います。）
- ・ 保護者へ定期的な連絡をします。（情報を共有します。）
- ・ 関係機関と連携します。（教育相談による支援方法を共有します。）
- ・ いじめのない学級（学年，学校）づくりに向けた指導を行います。

いじめ緊急対応の基本的な手順（注…あくまで基本的な手順で、状況に応じて変わります。）

- ① 「人をいじめることは人間として、絶対に許されない」という毅然とした態度で指導にあたる。
- ② 被害児童には「私は一人ではない、先生や友だちが守ってくれる」という安心感をもたせることを第一とし、苦しかった気持ちを共感的に受け止めながら、ていねいにいじめの事実関係を聞き取る。
- ③ 加害児童には本人の人格を否定しないよう配慮しつつ、話を十分に聞いた上で、自ら行ったいじめ行為について向き合わせ、被害児童の辛く苦しい気持ちに気づかせる指導を行う。
- ④ 間接的にいじめに加わった児童には、傍観やはやしたてる行為は、被害者に対し加害者の行為と同じか、それ以上につらく悲しい思いをさせることについて理解できるよう指導する。
- ⑤ いじめの事実関係について、被害児童・加害児童双方の言い分に違いがあれば、事実確認のため再度十分な聞き取りを行う。
- ⑥ **事実関係が整理できた時点で、速やかに被害児童の保護者及び加害児童の保護者に報告する。**
（但し、緊急を要する場合は、即時連絡を行う。また実態に合わせて、適時・適切な方法で情報を提供する。）
- ⑦ 被害児童・保護者に対しては事実経過を報告すると同時に、学校として今後の解決に向けた取り組みの具体策を伝える。
- ⑧ 加害児童には、きちんといじめ行為を振り返らせた上で、「自分がやったことが絶対にあつてはいけないことである」「何がいけなかったのか」「今後どのように改善していくのか」を被害者児童に対して伝える場をもつ。また、保護者同席のもと学校で謝罪の場を設けるなど、学校と保護者の共通理解のもとで再発防止に努める。
- ⑨ いじめの状況が一定の限度を超えると判断した時（特に、暴力や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめ等）や指導後もいじめを繰り返す時には、次のような措置を行う場合がある。
 - ★保護者の了解のもと、一定期間、校内で他の児童と異なる場所で個別の指導を行う。
 - ★教育委員会（生徒指導課）との相談のもと、出席停止を含む措置を検討したり、警察や堺市子ども相談所等の関係機関の協力を求めたりする。
- ⑩ 担任や管理職は、被害児童が安心して学校生活を送れているか定期的に聞く場をもち、被害児童を見守り支え続ける。
- ⑪ 加害児童に対しては、いじめの背景を理解するように努め、目標をもって充実した学校生活が送れるように保護者と連携して支援していく。

ネットいじめ防止について

近年「スマホ・タブレット」を筆頭とする情報ツールと児童とのかかわりが増加し、それにまつわるトラブルも多様化・複雑化している。とくにコミュニケーションツールやアプリを通して行われる児童間のトラブルは「ネットいじめ」とも呼ばれている。

学校としてはこのような現状に対し、保護者と協力して対策を行い、被害未然防止および早期発見、早期対応に努めたいと考える。

<取り組みの具体的内容>

①家庭への啓発

- ・ 学校便りや学年通信による「ネットいじめ」に関する情報の提供
- ・ 懇談会でケータイについての注意喚起

<トラブルに巻き込まれないために>

- ・ 最善は「持たせない」こと
- ・ 持たせる場合は必ずルールを決める
(必ず保護者がケータイをチェックできるルールを入れておく)
- ・ 持たせた後も定期的に保護者がチェックをする

- ・ 中学校の入学説明会におけるケータイに関する実態の説明

②授業を通じた児童への指導

- ・ 対象は4・5・6年生とする。
- ・ 各学年の実態に応じて、学期に1回程度ケータイや情報モラルに関する授業を行う。
4年生には堺市から「ネットいじめ防止授業」が実施される予定。
5・6年生は出前授業にて講師を招き特別授業の実施を行う予定。